

事件名：	法分野：著作権法
知財高等裁判所平成19年5月31日判決	
<p>【事案の概要】</p> <p>本件は、一審原告が、一審被告らに対し、一審被告Xが執筆し、一審被告株式会社角川グループパブリッシング(旧商号株式会社角川書店。平成19年1月4日に現商号に変更)が出版する原判決別紙書籍目録1及び2記載の各書籍(本件書籍1及び2。総称するときは、「本件書籍」という。)について、一審原告が著作権を有する原判決別紙写真目録記載の写真(本件写真)が無断使用されており、著作権(著作財産権及び著作者人格権)を侵害されているとして、一審被告株式会社角川グループパブリッシングに対し本件書籍の印刷、頒布の差止め及び在庫の廃棄を、一審被告らに対し不法行為に基づく損害賠償として110万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。</p>	
<p>【争点】</p> <p>(1) 原告が本件写真を撮影したことによって、その著作権を取得したか。 (2) 原告が本件写真の著作権を譲渡したか。 (3) 本件写真の本件書籍への掲載が写真の著作物としての利用に当たらないといえるか。 (4) 本件写真の本件書籍への掲載は、適法な引用に当たるか。 (5) 本件写真の本件書籍への掲載により、原告の氏名表示権が侵害されたか。 (6) 本件写真の本件書籍への掲載により、原告の同一性保持権が侵害されたか。 (7) 本件請求が権利濫用といえるか。 (8) 本件書籍全体の差止及び廃棄が認められるか。 (9) 本件写真の本件書籍への掲載について、被告らに過失があるか。 (10) 損害の額</p>	
<p>【争点に対する判断】</p> <p>(結論：被告X及び被告角川に対し連帯して85万円の支払並びに被告角川に対して差止及び写真の廃棄請求を各認容)</p> <p>(1) 争点(1)について 写真を撮影する場合には、家族の写真であっても、被写体の構図やシャッターチャンスの捉え方において撮影者の創作性を認めることができ、著作物性を有するものというべきである。 被告らは、写真については、露光、陰影の付け方、レンズの選択、シャッター速度の設定、現像の手法等に工夫を凝らしたことによる創作性が必要であると主張する。しかし、写真については、上記のとおり、被写体の構図やシャッターチャンスの捉え方からもその著作物性を肯定することができるというべきであり、被告らの主張は採用し得ない。</p> <p>(2) 争点(2)について 写真を正当に入手したことは、入手者が写真を所有していたことを示すだけであり、写真の著作権を譲渡したことにはならない。 原告が本件写真のネガを所持していることからすれば、原告が本件写真の複製を行い得る立場にあったのであり、本件写真の譲渡が本件写真の著作権を譲渡したことにはならない。</p> <p>(3) 争点(3)について 被告らは、本件書籍においては、本件写真の著作物性を基礎付ける露光その他の撮影上の創意工夫といった著作物としての要素を鑑賞させる目的が一切ないことから、写真の著作物として利用するものではないと主張する。しかし、本件書籍の口絵に掲載されている写真が本件写真であることは、被写体の構図やその背景から明らかであるから、本件写真の撮影に際してなされた被写体の構図等の創意工夫は、一部とはいえそのまま本件書籍に再現されているのである。したがって被告らが、創作的表現である本件写真をその一部において複製使用しているのは明らかであり、被告らの主張は採用することができない。</p> <p>(4) 争点(4)について 本件写真は「公表された著作物」であるとは認められないので、著作権法32条1項は適用されない。 本件写真を利用する必要性が高いということはできず、また、利用する必要性があるからといって著作権</p>	

法32条1項を類推適用すべきであるということにはならない。

(5) 争点(5)について

原告がプロのカメラマンやアマチュアカメラマンではなく、本件写真が日常生活のなかで撮影されたスナップ肖像写真であるからといって、氏名表示の利益がなくなるものではない。

(6) 争点(6)について

一般人が日常生活のなかで撮影したスナップ写真であるからといって、改変されてもやむを得ないということができないことは明らかである。また、本件書籍がAの活動を描いたノンフィクションであるからといって、本件写真を利用する必要性が高いということとはできないから、本件書籍に本件写真の一部のみを利用する必然性があったということもできない。

本件写真は、Cが乳児を抱えている姿を撮影した写真であるのに対し、Cの上半身部分のみを取り出して本件書籍に掲載されているのであるから、原告が有する同一性保持権を侵害することは明らかである。

(7) 争点(7)について

本件写真の本件書籍への掲載は、本件写真の複製に当たり、一審原告の著作財産権を侵害するものであるし、著作者人格権をも侵害するものであって、本件全証拠及び弁論の全趣旨によっても、本件写真が掲載された本件書籍の印刷、頒布の差止め及び廃棄を求めることが権利の濫用に当たるといふべき事情は認められない。

(8) 争点(8)について

本件写真の著作権を侵害している箇所は、本件書籍のごく一部分である。しかし、本件書籍が本件写真を口絵に掲載して、全体として一冊の本として出版発行されている限りは、本件書籍の出版により、原告の意思に反して本件写真の無断複製物を頒布することになるのであるから、本件写真を掲載した本件書籍の印刷・出版発行の差止めを認めざるを得ない(換言すれば、本件写真が掲載されている部分を削除すれば、本件書籍を頒布することは可能である。)ただし、本件書籍はノンフィクションの書物であって、写真部分と文章部分は可分であり、本件書籍の大半を占める文書部分とその余の写真部分は、本件写真の著作権侵害とは無関係な部分であることからすれば、本件写真の著作権を侵害している箇所に限って、その廃棄が認められるといふべきである。

(9) 争点(9)について

被告らは、本件写真の著作権者が誰であるかを確認し、その者から本件書籍への掲載について許諾を得る活動を全くしていないのであるから、過失があるといふべきである。

出版物に写真を使用する際に著作権処理をすることなくこれを使用することは考え難い。

そもそも、出版物に写真を使用する際に著作権処理をすることは、出版物の著作者及び出版社にとって当然になすべき義務であるから、それをせざるに大きな支障が生ずるとか、出版活動が萎縮してしまうなどとする主張が失当であることは明らかである。

(10) 争点(10)について

被告らは、著作権者である原告に無断で本件写真を複製使用しているので、原告は、使用料相当額を損害賠償として請求することができる。使用料相当額を認めるに当たっては、書籍における写真の使用料は、書籍の発行部数に比例して決定されるものではないことからすると、本件においても、同様の方法で算定することが相当である。そして、本件写真は、Aの風貌を写したものであるから、他の写真で容易に代替できるものではないこと、上記認定の使用料は、写真エージェンシー事業者が代替性のある写真(宣伝広告等に使用される写真)について定めたものであることを考慮すれば、本件写真の複製権侵害に基づく使用料相当額は、上記認定の使用料の額を大幅に上回るものといふべきであり、本件書籍1への掲載につき15万円、本件書籍2への掲載につき10万円であると認めるのが相当である。

一切の事情を考慮すると、原告が著作者人格権(公表権、氏名表示権及び同一性保持権)の侵害により被った精神的損害の慰謝料としては、50万円(本件書籍1によるもの25万円、本件書籍2によるもの25万円)と認めるのが相当である。

著作財産権侵害に基づく損害賠償請求と著作者人格権侵害に基づく損害賠償請求は、別個の請求であり、それぞれについて相応の損害賠償額を算定すべきである。

【コメント】写真の著作物について複製権侵害を認めた東京地判H18・8・21に対する控訴審判決である。損害額を増額した以外の点については、原審判決の判断を維持している。

【参考文献】